



福岡医発第 239 号 (地)
令和 6 年 4 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

入国時感染症ゲノムサーベイランスでの抗原定性検査キットによる検査について

今般、標記の件について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても日本医師会及び福岡県保健医療介護部を通じて周知依頼がありました。

本件は、本年 4 月 1 日より、海外から流入が懸念される病原体等の調査を行う入国時感染症ゲノムサーベイランスとして、5 空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を希望する者に対し、抗原定性検査キットによる検査を実施する旨、連絡するものです。これに伴い、同検査を受けた者が、近くの医療機関を受診する可能性があります。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、入国時感染症ゲノムサーベイランスによる検査を受けた者から相談があった場合は適切にご対応いただきますよう、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

記

同検査を受けた者には、その場で別紙「入国時感染症ゲノムサーベイランスにおける抗原定性検査キットの検査結果について」が渡され、検疫官から以下の説明がなされること。

○抗原定性検査キットによる検査は、診断目的ではないが、

- 結果が陽性であった方は、一定期間外出を控えることが推奨されるほか、重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や症状が重い方などのうち受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。
- 結果が陰性であった方でも、必要な場面でのマスク着用やこまめな手洗い等の基本的な感染予防対策を継続していただきたいこと。併せて、発熱等の症状が続き、受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。

○別紙は、新型コロナウイルス又はインフルエンザウイルスに感染していることの結果証明書として発行しているものではないこと。

○医療機関を受診する場合は、発症からの経過時間によって判定結果が変わりうることから、別紙を医療機関に提示するだけでなく、医師に対し自身で発症からの経緯を説明する必要があること。

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

入国時感染症ゲノムサーベイランスでの抗原定性検査キットによる検査について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、本年 4 月 1 日より、海外から流入が懸念される病原体等の調査を行う入国時感染症ゲノムサーベイランスとして、5 空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を希望する者に対し、抗原定性検査キットによる検査を実施する旨、連絡するものです。

これに伴い、同検査を受けた者が、近くの医療機関を受診する可能性があります。

概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

同検査を受けた者には、その場で別紙「入国時感染症ゲノムサーベイランスにおける抗原定性検査キットの検査結果について」が渡され、検疫官から以下の説明がなされること。

○抗原定性検査キットによる検査は、診断目的ではないが、

- 結果が陽性であった方は、一定期間外出を控えることが推奨されるほか、重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や症状が重い方などのうち受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。
- 結果が陰性であった方でも、必要な場面でのマスク着用やこまめな手洗い等の基本的な感染予防対策を継続していただきたいこと。併せて、発熱等の症状が続き、受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。

○別紙は、新型コロナウイルス又はインフルエンザウイルスに感染していることの結果証明書として発行しているものではないこと。

○医療機関を受診する場合は、発症からの経過時間によって判定結果が変わりうることから、別紙を医療機関に提示するだけでなく、医師に対し自身で発症からの経緯を説明する必要があること。

（参考）厚生労働省ホームページ「水際対策」＜入国時感染症ゲノムサーベイランス＞：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課

入国時感染症ゲノムサーベイランスでの抗原定性検査キットによる検査について

平素より、検疫法に基づく検疫業務に御理解、御協力を賜り、誠に有り難うございます。

厚生労働省では、令和5年5月8日から、5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、発熱等の有症状者のうち調査に協力いただける方を対象に、海外から流入が懸念される病原体等の調査を行う「入国時感染症ゲノムサーベイランス」を実施しております。

今般、令和6年4月1日より、本サーベイランスの中で、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を希望する者に対し、抗原定性検査キットによる簡易検査を実施することにいたしましたので、下記の内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いいたします。

記

- 1 5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、希望者に対し検疫官が新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの抗原定性検査キットによる検査を実施し、当該検査を希望した者には、その場で別紙「入国時感染症ゲノムサーベイランスにおける抗原定性検査キットの検査結果について」をお渡しし、検査の結果をお知らせすることとすること。
- 2 その際、検疫官から当該者に対し、以下の内容を説明すること。
 - (1) 抗原定性検査キットによる検査は、診断目的ではないが、
 - ・ 結果が陽性であった方は、一定期間外出を控えることが推奨されるほか、重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や症状が重い方などのうち受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。
 - ・ 結果が陰性であった方でも、必要な場面でのマスク着用やこまめな手洗い等の基本的な感染予防対策を継続していただきたいこと。併せて、発熱等の症状が続き、受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。
 - (2) 別紙は、新型コロナウイルス又はインフルエンザウイルスに感染していることの結果証明書として発行しているものではないこと。
 - (3) 医療機関を受診する場合は、発症からの経過時間によって判定結果が変わりうることから、別紙を医療機関に提示するだけでなく、医師に対し自身で発症からの経緯を説明する必要があること。

- 3 1 のとおり、検疫所において新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの抗原定性検査キットによる検査を実施し、検疫官から2の内容について説明を受けた者が、近くの医療機関を受診する可能性があること。

(参考)

厚生労働省ホームページ「水際対策」

＜入国時感染症ゲノムサーベイランス＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

別紙 入国時感染症ゲノムサーベイランスにおける抗原定性検査キットの検査結果について

○氏 名：

○結果判明日時： 年 月 日 時 分

○検査結果：抗原定性検査キットによる判定は下表のとおりです。

対 象	判 定	
新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)	☐ 陽性	☐ 陰性
インフルエンザウイルス A型	☐ 陽性	☐ 陰性
インフルエンザウイルス B型	☐ 陽性	☐ 陰性

(抗原定性検査キットの名称: GLINE-SARS-CoV-2&FluA+B キット(一般用))

○留 意 点：

- この抗原定性検査キットによる検査は、診断目的ではありませんが、
 - 結果が陽性であった方は、一定期間外出を控えることが推奨されていることにご留意ください。また、重症化リスクの高い方(高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など)や症状が重い方などのうち受診を希望される方は、事前にお近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、お近くの医療機関を受診してください。
 - 結果が陰性であった方でも、必要な場面でのマスク着用やこまめな手洗い等の基本的な感染予防対策を継続してください。また、発熱等の症状が続き、受診を希望される方は、事前にお近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、お近くの医療機関を受診してください。
- 本紙は、今回の検査の結果をあなたへお知らせするためのものであり、あなたが新型コロナウイルス又はインフルエンザウイルスに感染していることの結果証明書として発行しているものではありません。
- 医療機関を受診される場合は、発症からの経過時間によって判定結果が変わりうることから、本紙を医療機関に提示いただくだけでなく、医師に対しご自身で、発症からの経緯をご説明いただくようお願いいたします。

○発 行 日： 年 月 日

○発行機関： 厚生労働省 検疫所

＜本件に関する問い合わせ先＞

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 企画・検疫課
(電話番号) 03-5253-1111

(Mail) g-surveillance@mhlw.go.jp

※ 平日 9:30～18:15 のみ対応可能です。お電話いただく場合は、お電話口で「感染症対策部企画・検疫課のゲノムサーベイランスの担当に繋いで欲しい」とお伝えください。

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 25 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課

入国時感染症ゲノムサーベイランスでの抗原定性検査キットによる検査について

厚生労働省では、令和5年5月8日から、5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、発熱等の有症状者のうち調査に協力いただける方を対象に、海外から流入が懸念される病原体等の調査を行う「入国時感染症ゲノムサーベイランス」を実施しております。

今般、令和6年4月1日より、本サーベイランスの中で、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を希望する者に対し、抗原定性検査キットによる簡易検査を実施することにいたしました。

つきましては、下記の内容について御了知いただくとともに、別添のとおり、公益社団法人日本医師会宛て事務連絡を発出しておりますので、その内容につき御了知いただきますようお願いいたします。

記

5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、希望者に対し検疫官が新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの抗原定性検査キットによる検査を実施し、当該者には、その場で別紙「入国時感染症ゲノムサーベイランスにおける抗原定性検査キットの検査結果について」をお渡しし、検査の結果をお知らせすること。

その際、検疫官から、受診を希望する場合には、事前にお近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、お近くの医療機関を受診するよう伝えること。